

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成20年 7月 第2回訂正分)

## 株式会社ベンチャーリパブリック

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成20年7月29日に関東財務局長に提出し、平成20年7月30日にその届出の効力が生じております。

### 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成20年7月3日付をもって提出した有価証券届出書及び平成20年7月17日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集60,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し112,500株(引受人の買取引受による売出し90,000株、オーバーアロットメントによる売出し22,500株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成20年7月28日に決定したので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出しましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には\_\_\_\_ 罫を付し、ゴシック体で表記してあります。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

< 欄外注記の訂正 >

(注) 2 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し(22,500株)を追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

## 2 【募集の方法】

平成20年7月28日(月)に決定された引受価額(2,775円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(3,000円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。

引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社大阪証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条の2に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

### < 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「79,087,500」を「83,250,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「79,087,500」を「83,250,000」に訂正。

### < 欄外注記の訂正 >

(注) 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。なお、その残額は資本準備金に計上する予定であります。

(注) 5の全文削除

## 3 【募集の条件】

### (2) 【ブックビルディング方式】

#### < 欄内の数値の訂正 >

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「3,000」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1」を「2,775」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3」を「1,387.50」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4」を「1株につき3,000」に訂正。

#### < 欄外注記の訂正 >

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。  
公募増資等の価格の決定に当たりましては、仮条件(2,700円以上3,000円以下)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。当該ブックビルディングにおきましては、募集株式数60,000株、引受人の買取引受による売出株式数90,000株及びオーバーアロットメントによる売出株式数上限22,500株(以下総称して「公開株式数」という。)を目処に需要の申告を受けました。

その結果、以下の点が特徴として見られました。

申告された総需要株式数が公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。

上記ブックビルディングの結果、公募増資等の価格は公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株に対する市場の評価及び上場日までの期間における価格変動リスクなどを総合的に勘案して、1株につき3,000円と決定いたしました。

なお、引受価額は1株につき2,775円と決定いたしました。

2 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(3,000円)と会社法上の払込金額(2,295円)及び平成20年7月28日(月)に決定された引受価額(2,775円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

- 3 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は1,387.50円(増加する資本準備金の額の総額83,250,000円)と決定いたしました。
- 4 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき2,775円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 7 販売に当たりますは、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。  
なお、引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規程等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については、各社の店頭における掲示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)8の全文削除

#### 4 【株式の引受け】

< 欄内の数値の訂正 >

「引受けの条件」の欄：

- 2 引受人は新株式払込金として、平成20年8月6日(水)までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき2,775円)を払込むことといたします。
- 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき225円)の総額は引受人の手取金となります。

< 欄外注記の訂正 >

- (注) 1 上記引受人と平成20年7月28日(月)に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき同契約が解除された場合には、事由の如何を問わず、株式の募集は中止するものとし、申込証拠金の返還を行います。当該申込証拠金は、お申込みされた金融商品取引業者から返還されます。
- 2 引受人は、上記引受株式数のうち、1,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

#### 5 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

< 欄内の数値の訂正 >

「払込金額の総額(円)」の欄：「158,175,000」を「166,500,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「149,175,000」を「157,500,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

- (注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

##### (2) 【手取金の使途】

上記手取概算額157,500千円につきましては、全額を設備投資としてコンピュータ・システムの継続的な改善及びハードウェアの設備に充当する計画であります。なお、第8期事業年度の設備投資にかかる支出として75,502千円を予定しており、残額につきましては、第9期事業年度の設備投資としてコンピュータ・システムの継続的な改善及びハードウェアの設備に充当する予定であります。

- (注) 第8期事業年度の設備投資の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成20年7月28日(月)に決定された引受価額(2,775円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格3,000円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「256,500,000」を「270,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「256,500,000」を「270,000,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 3 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

(注)3、4の全文削除及び5の番号変更

### 2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

#### (2) 【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1(注)2」を「3,000」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2」を「2,775」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2」を「1株につき3,000」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3」を「(注)3」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 2 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

#### 3 元引受契約の内容

引受人である三菱UFJ証券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき225円)の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と平成20年7月28日(月)に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき同契約が解除された場合には、事由の如何を問わず、引受人の買取引受による売出しは中止するものとし、申込証拠金の返還を行います。当該申込証拠金は、お申込みされた金融商品取引業者から返還されます。

### 3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「64,125,000」を「67,500,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「64,125,000」を「67,500,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、三菱UFJ証券株式会社が行う売出しであります。

(注)5の全文削除

### 4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

#### (2) 【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「3,000」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1」を「1株につき3,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

2 売出しに必要な条件については、平成20年7月28日(月)に決定いたしました。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 2 グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために主幹事会社が当社株主である三菱商事株式会社及びワークス投資事業有限責任組合（以下「貸株人」という。）から借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、22,500株について貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を、平成20年8月29日を行使期限として付与されております。

また、主幹事会社は、平成20年8月7日から平成20年8月29日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、大阪証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、上記グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、若しくは買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。